

**第213回 横浜市個人情報保護審議会会議録**

<p>議 題</p>	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 報告事項</b></p> <p>(1) 個別説明事項 報告案件1 旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定について</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））（44件）</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・消 ア 個人情報取扱事務開始届出書（8件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（5件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（20件） エ 個人情報ファイル簿変更報告書（12件） オ 個人情報ファイル簿削除報告書（4件）</p> <p>(4) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項） 個人情報取扱事務開始届出書（4件）</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和5年11月15日記者発表分まで）</p> <p>(2) 個人情報取扱特記事項第6条第4項に定める「別に定める事項」について</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和5年11月29日（水）午後2時から午後3時まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと4・5</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、吉田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>三品委員</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長、小林市民情報課長、前田市民情報課担当課長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第213回横浜市個人情報保護審議会を開始します。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、三品委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員8名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、私から一点御報告がございます。前回の審議会で、第三者評価委員会から「令和5年度実地調査報告書」を受け取りました。今日、加島委員長と私とで大久保副市長に提出してきました。加島委員長から副市長に内容を説明しました。その後少し歓談しましたが、副市長からは、この審議会や</p>

第三者委員会への感謝の言葉をもらいました。報告書の指摘については、「市の個人情報保護と漏えい事故防止に活かしたい。」といった感想をもらいました。横浜市でも個人情報の漏えい事故に限らず、様々なミスを防ぐための物理的な対策をしています。例えば、書類にバーコードを付けて、どの段階で止まっているのか分かるようにすることも検討していると聞きました。報告書の提出はこの後記者発表され、市ウェブサイトにも掲載されます。

## 1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。はじめに、第212回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

## 2 報告事項

### (1) 個別説明事項

#### 報告案件 1 旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定について（旭区区政推進課）

(中村会長) それでは、「2 報告事項」の(1)個別説明事項の報告を行います。最初に報告案件1「旭区内の管理不全な空家等の発生の抑制等に係る連携協定について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 非常に面白い試みで、これ自体はいいと思えます。5ページのフロー図で、銀行に対して物件の情報提供をするのはあくまでも自治会や町内会、住民の建付けですか。旭区役所から銀行に、知っている情報を伝えることは考えていないのですか。

(所管課) 区の保有する個人情報については提供することはありません。あくまでも自治会町内会、地縁団体から直接情報を出してもらい、それに基づいて銀行に動いてもらいます。

(板垣委員) 空家の所有者の情報についても、銀行が自分で調査するというのですか。

(所管課) 土地や建物の登記情報を銀行が取得して、所有者を確定してもらいます。

(板垣委員) 個人情報保護法上の問題は、民間事業者である銀行がきちんと調べればそこで終わりです。ただ、空家特措法では、市役所は固定資産税情報を目的外利用することが認められています。固定資産税情報等から取得した空家の所有者等の情報については銀行には提供しないということですか。

(所管課) そのとおりです。

(事務局) 今、板垣委員が言ったのは5ページのフロー図③の場合で、銀行のビジネスになるような物件でないものについては市に情報が返ってきて、特措法に基づいて市で処理することになります。

(板垣委員) 今、私が言っているのは、③の逆矢印の話です。そうはないかもしれませんが、ビジネスになりそうな空家で銀行が興味を示しているので、所有者と連絡を取りたいとします。登記情報等からどうしても所有者と連絡が取れないけれど、固定資産税情報等をたどれば所有者とは連絡が取れるのではないかという場合についても、市が固定資産税情報等を銀行に提供することはないということですね。

(所管課) ないです。

(板垣委員) 協定を結んでいる事業者として、銀行が自分で、空家の資産価値や、所有者が誰かといったことも含めて突き止めるようにという話です。あまり保護法上も問題なさそうにみえます。

(事務局) 横浜市の関与がなくても、場合によっては進む案件かもしれません。三井住友信託銀行が一銀行としてやっているわけではありません。旭区から「こういった連携協定を結び、空家対策をしていくので、是非、情報提供を」と呼び掛けることにより、区民に安心感を与えるということもあるだろうと思います。そのためには、審議会にもきちんと報告し、やり方等をみてもらった上で進めていくべきかと思い、報告案件とした経緯があります。

(板垣委員) 三井住友信託銀行はそれなりにちゃんとしているとは思いますが。同じようなことは、ほかのよく分からない事業者の間でもあり得る話です。確かに、慎重にやったほうがいいのかとは思いますが。

(大谷委員) 今回、連携協定を締結することですが、例えば、安全管理措置が不十分だったために銀行から情報が流出したり、プライバシーを巡って地域住民とトラブルになった場合の取扱いについてはどのようになりますか。

(事務局) 連携協定上、それぞれの役割として、横浜市は、これから三井住友信託銀行とこういった連携協定を結ぶことを自治会町内会に周知します。銀行側は、寄せられた情報を基に、困っている人に市の補助制度の概要や相続制度のアドバイスをしていくことにより、空家問題を解決していくことを定めています。銀行側は、個人情報の取扱いについては特記事項を取り交わしています。「横浜市の定めた特記事項をきちんと遵守し、適正に取り扱わなければならない。違反があった場合には契約を解除できる」といった旨を定めています。

(大谷委員) 特記事項違反は契約解除できる内容であれば、適切な連携協定だと思います。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、報告案件1については、報告資料のとおり進めていただくということでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、了承します。御報告ありがとうございました。

## 2 報告事項 (2) (3)

## 3 その他 (1) (3)

(中村会長) それでは次に、「2 報告事項 (2)、(3)」、「3 その他 (1)、(3)」

についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 追加資料別冊3の39ページに、建築局の「空家の対応」があります。現場調査の業務委託をしています。「鶴見区内の所有者Hに対する通知を旭区の所有者B宛封筒に入れ、誤送付」とあります。今までのように名前が同じだったということではなく、本当に単純に、全く別人に送ってしまったという話ですか。

(事務局) そうです。単純な誤送付です。

(板垣委員) 「気をつけて」としかいえません。

(大谷委員) 追加資料別冊3の、事務処理ミスや事故報告の8ページで、メールアドレスが漏えいしたことが述べられています。誰かの要配慮情報や健康に関わることが載せられているということではないですか。

(事務局) メール本文や添付ファイルに個人情報が含まれていたという報告は受けていません。

(大谷委員) こういうこともかなり自主的に報告が上がってくる体制にはなっているということですね。それならよいと思います。

(吉田委員) 追加資料別冊2の17ページ、事務開始届3460で、生活指導情報のオンライン管理を始めるそうです。オンラインにするには非常にセンシティブな情報のように思われます。どういう経緯でこういうことになったのですか。セキュリティ等、情報の管理の状況は詳しく分かるでしょうか。

(事務局) オンライン管理ということではありません。これまでも、学校で生徒の情報は当然持っています。高校教育課が、いじめ対策協議会の事務局を担っています。いじめ対策協議会には、さらに部会があります。その部会の中で、高校教育課が取り扱う個人情報として、卒業生等も含めて新たに事務開始届を出しておいたほうがいいたろうということで、今回「生徒指導関係事務」ということで出されています。

(吉田委員) 紙ベースの管理で、単純に情報収集するのということですか。

(事務局) そうですね、データベースもあります。

(吉田委員) それほどのように管理されていますか。

(事務局) 横浜市のルールに則って管理しています。個人情報の適正管理要綱に基づいて、パスワードをかけたり、送信する際のチェック等遵守しています。

(吉田委員) これまでもこうした情報はデータベースにあったのでしょうか。

(事務局) そうです。

(吉田委員) 今回そういう事情で事務開始届を出しておこうとなったのですか。

(事務局) はい。ちゃんと出してもらう形です。

(中村会長) 特に御質問がなければ、以上でよろしいでしょうか。

### 3 その他(2)

(中村会長) それでは次に、「3 その他(2)」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(鈴木委員) 配送業務について、いわゆる信書として取り扱われることになるのですか。取り扱える業者が限られるかと思いましたが。その定義に当てはまるとも限らないのでしょうか。

(事務局) 信書とは違う一般貨物ですが、追加料金が必要なものです。委託者からの安全管理措置報告書を見ると、「ヤマト運輸のセキュリティ便を利用する」などと書かれているものがたまにあります。運搬するものの中に個人情報が含まれているので、ヤマト運輸は再委託先になるだろうというのがまず原則的な考え方ですが、受託者側にヤマト運輸と特記事項を交わせるのはハードルが高いです。高い追加料金を払ってもらい、一定の規約や制約の下でやっているのに、わざわざ特記事項が必要かという問題意識から簡略化を考えたものです。

(中村会長) このセキュリティ便でどういうセキュリティ措置が講じられているか具体的に分からないですか。一般の宅配サービスとどこが違うのですか。配送途中、特別なものとして扱われていくのでしょうか。

(事務局) 事業主体者によって若干の差はあると思いますが、よくあるのは、ダイヤルロックをかけた専用のボックス等に入れて運搬するサービスです。そのボックスは、GPSで必ず位置情報が特定できるようになっています。送った側も、24時間位置情報が確認できるものが多いです。

(中村会長) とにかくセキュリティが高いから、再委託者との間でいちいち安全管理措置を講じなくても大丈夫だろうという趣旨ですか。

(事務局) 様々な措置を講じるセキュリティ便を用いる配送業務については、特記事項まで求めなくても大丈夫かなと思います。

(大谷委員) 信書便というのは、誰かから誰かに特定の意思表示をすることを意味するものです。よくある例でいえば、結婚式の招待状も信書便で出さないといけません。納税のための手続等も恐らくそうだと思います。信書に当たるものは、一定のセキュリティを講じなければならないことは総務省のガイドライン等にも定められています。信書に該当しない文書も非常にたくさんあります。個人情報がたくさん書かれているようなパスポートや航空券、クレジットカードのようなものは、信書便で送らなければいけないものではないですが、高いセキュリティが必要です。信書便であることが高いセキュリティとは一致しないかと思います。他方、セキュリティ便とされているものについては、やはりそれなりに高価なサービスでもあるので、追跡手段が講じられていることがあります。第三者が誤って手にしたときも、簡単に開封できないような鍵付きのものに封入されていたりということで、より一層高い水準での対策が講じられています。「セキュリティ便」と名乗っていれば全て安全ということではないと思いますが、今、説明のあった大手の事業者が提供しているセキュリティ便については、いずれも高いセキュリティが講じられていると考えられます。事務局では、どれがセキュリティ便に該当するのか、より具体的に補足説明する言葉を脚注に付けてもらえたらよいと受け止めました。

(事務局) 我々の勉強不足のところを補ってもらって申し訳ありません。

(中村会長) 変な業者が「セキュリティ便」と名乗ることもあります。「セキュリティ便」といえる色々な要素は、1回考えていいかもしれません。

(事務局) そうですね。求められる要件はきちんと明示するようにします。

(後藤委員) クラウドサービスの利用についてですが、ISMAP や ISO27017 等のような「条件」は、「一般として十分」ではなく、委託側が「こういうレベルだから」という形で使いこなせるという理解でいいですか。セキュリティ便もそうですが、それぞれの項目が全体的に安全かという議論ではなく、サービス名を言えば横浜市側がセキュリティレベルを分かるという意味でいいですか。

(事務局) そういうニュアンスで作ってはいました。ただ、「セキュリティ便」に象徴されるように、それだけでは伝わらない部分もあると思います。項目を精査し、追って庁内に周知する際、「セキュリティ便とはこういう要件を指す」という形で、より分かりやすく皆が使えるようにしたいと思います。

(後藤委員) ほかのものも含めて、意味が通じることが大切だと理解しました。

(大谷委員) 廃棄業務についてですが、結果的にどのような形で廃棄されることをイメージしているのでしょうか。運び手が中身を見たりする可能性が極めて少ない形で廃棄すると思います。非常に古い事案では、そのような形で廃棄場所に運ばれた後全く野積み状態で、紙等が見えてしまって指導を受けた事案がありました。今は焼却はなかなかないと思いますが、そのまま溶解処理するのでしょうか。最終的な廃棄形態をどのようにイメージするかによって扱いが違ってくると思います。

(事務局) 溶解をイメージしていましたが、思っているだけでは伝わらないのできちんと明示するようにします。

(大谷委員) 溶解処理に至るプロセス全体で、箱が丁寧に運ばれ、途中で中身が見られないように等、少し言葉を補ってもらうのがいいと思います。

(中村会長) では、この件については引き続き検討して報告してください。

(中村会長) 本日本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 1点、御連絡がございます。市民情報室は情報公開・個人情報保護審査会の事務局もしており、そちらは、情報公開の不開示決定に対する審査請求を処理することを主な任務としています。その審査会会長である中央大学の藤原教授ですが、1月1日から国の個人情報保護委員会の委員長に就任することになりました。委員長は常勤が求められており、横浜市の審査会と兼務できなくなり、年内で退任します。藤原先生は23年間も審査会の委員や会長を務めていただきました。今後、藤原先生の名前で行政指導を受けることは避けたいし、気を引きしめなければと思っています。国の行政機関のトップが我々の附属機関の中から出るのは誇らしい気持ちもあったので、この場で報告しました。

(事務局) 次回の日程でございますが、令和6年1月31日水曜日の、午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

**【閉 会】**

資 料

1 資料

特記事項	(1) 第213回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第213回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和6年1月31日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定
------	--

本会議録は令和6年1月31日第214回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。